

企画競争説明書

業務名称： モルディブ国地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト

案件番号： 190105

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年5月8日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年5月8日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：モルディブ国地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年7月上旬～2023年6月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 津田 晴香 Tsuda.Haruka@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成31・32・33年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019年4月1日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成31・32・33年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格
- 2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

なし

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。

その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年5月15日(水) 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年5月20日(月) までに機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年5月31日(金) 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 6部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

なし

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

なし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) MVR 1 = 7.281000 円
- b) US\$ 1 = 111.936000 円
- c) EUR 1 = 125.291000 円

5) その他留意事項

なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／地デジ移行計画
- b) 地デジ技術計画
- c) EWBS運用計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 34.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格-最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年6月21日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に必要な契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)



第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地上デジタル放送移行計画、設備、番組制作に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／地デジ移行計画）】

- a) 類似業務の経験：デジタル放送移行計画に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：モルディブ 及び全世界での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 地デジ技術計画】

- a) 類似業務の経験：デジタル放送の伝送設備の構築、保守、運用に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：モルディブ 及び全世界での業務の経験
- c) 語学力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 EWBS運用計画】

- a) 類似業務の経験：防災計画、防災機材運用に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：モルディブ 及び全世界での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

(○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年6月5日(水) 10:00～12:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いたプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上



プロポーザル評価表
 モルディブ国地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／地デジ移行計画	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地デジ技術計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： EWBS運用計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



【第3 特記仕様書案】

1. プロジェクトの背景

モルディブは南北に約1,000kmに渡る1,190の島々から構成され、その内約200が有人島である。首都圏の島と地方の小島のインフラ整備の格差等により、島しょ間の情報格差が課題とされている中、テレビ放送は各島住民の主要な情報入手手段の一つとなっている。係る状況の下、地上波テレビのサービスエリア拡大、及び、視聴可能チャンネル数の拡大による多様な情報の全国への提供を通じた、国民の情報へのアクセス向上を目的として、我が国無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」による施設、機材の整備が実施されている。

モルディブでは地上アナログ放送から地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）への切り替えに伴い、新たな運営組織の立上げ等、地上デジタル放送日本方式の円滑な導入を計画しているものの、デジタル受信機の普及促進活動、地上デジタル放送の特徴を活用したコンテンツ作成、緊急警報システム（Emergency Warning Broadcast System：EWBS）の活用、新たに整備される資機材の適切な運用管理等を行うにあたり、十分な技術を有した人材がおらず、関連組織・人材の能力向上が必要とされている。

モルディブ政府は、上記無償資金協力によるハード面の整備に加え、ソフト面の対応能力を強化するため、我が国に対して技術協力を要請した。同要請を受け、JICAは2017年11月、ならびに2019年1月に詳細計画策定調査を実施し、協力の枠組みについて協議、その合意内容を協議議事録（R/D）として署名し、「地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を実施することとなった。

我が国の対モルディブ国別援助方針（2016年2月）において2つの重点分野を掲げており、その1つとして「環境・気候変動対策・防災」が挙げられている。多くの小環礁島から構成されるモルディブ国は、全体的に海拔が低く、気候変動による海面上昇や津波等の自然災害に対してきわめて脆弱であり、その影響は生活環境への直接的影響のみならず、主要産業である観光や漁業など国全体へも悪影響を及ぼす可能性がある。と分析しており、本プロジェクトはこれら方針に合致する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

指標：モルディブ国において、地上デジタルテレビ放送を通じて気象／防災情報へのアクセスを改善することにより、情報格差、特に自然災害に関する情報の格差が是正される。

指標：EWBSの発報回数、デジタル放送を通じて提供される情報量及び地デジ放送番組の視聴者数の増加（特に、海上移動中の視聴者数の増加）

(3) プロジェクト目標

地デジ放送の特徴とモルディブ国の状況に適したデジタル放送が実施される。

指標：データ放送、文字放送、電子番組ガイド及び字幕放送の各種サービスが実

施されている。地デジ放送受信機の普及率がXX¹%以上である。

(4) 期待される成果

- 成果1：地デジ普及促進のためのシステムが確立される。
- 成果2：地デジ放送機材の運用・管理に関する技術能力が向上する。
- 成果3：データ放送番組制作に関する能力が向上する。
- 成果4：緊急警報放送システム（EWBS）が適切に設置、運用される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1-1：地デジ移行に関する周知広報計画を作成する。
- 1-2：周知広報計画に従って周知広報活動を実施する。
- 1-3：視聴者サポートのためのコールセンターを設立する。
- 1-4：コールセンター運用マニュアルを作成する。
- 1-5：地デジ放送日本方式（ISDB-T）の特徴であるEWBSを活用し、自然災害に関する情報格差是正に取り組む本プロジェクトの成果をモルディブ国内外に広める。

【成果2に係る活動】

- 2-1：送信機システムの定期点検、予備部品交換及び障害時緊急対応実施にかかるOJTを実施する。
- 2-2：送信機システムの維持管理マニュアルを作成する。
- 2-3：電解強度測定実施にかかるOJTを実施する。
- 2-4：地デジ放送のサービスエリア管理マニュアルを作成する。
- 2-5：送信所の追加設置計画を作成する。
- 2-6：NOC機材の運用管理に関するOJTを実施する。
- 2-7：NOC機材及び送信機システムの障害時緊急対応訓練を実施する。
- 2-8：文字放送送出に関するOJTを実施する。
- 2-9：電子番組ガイド及び字幕放送番組制作に関するOJTを実施する。
- 2-10：NOC機材の運用管理マニュアルを作成する。

【成果3に係る活動】

- 3-1：データ放送サービスに関する放送事業者の意識を向上する。
- 3-2：データ放送用記述言語（BML）の取扱い研修を実施する。
- 3-3：地域性を考慮した番組非連動型データ放送プログラムを制作する。
- 3-4：データ放送番組編成計画を作成する。
- 3-5：データ放送番組の送出に関するOJTを実施する。
- 3-6：データ放送番組制作マニュアルを作成する。
- 3-7：データ放送番組制作に関するワークショップを実施する。

【成果4に関する活動】

- 4-1：EWBS運用のためのワーキンググループを設置する。

¹ 具体的な目標値については、プロジェクト開始後に実施予定のベースライン調査の結果を受けて検討し、JCCの承認を受けて正式に設定する。

- 4-2 : EWBS運用指針を作成する。
- 4-3 : EWBS運用マニュアルを作成する。
- 4-4 : EWBS発報訓練を実施する。
- 4-5 : EWBS関連機材の運用OJTを実施する。
- 4-6 : EWBS の試験発報を実施し、NDMA、MMS 等関連機関の参加の下、避難訓練を実施する。

(6) 対象地域

モルディブ国全土

(7) 関係官庁・機関

公共放送局 (PSM) (デジタル放送ネットワーク運用事業者 (DBNO) 及びモルディブ・メディア学院 (MMI) を含む)、災害管理庁 (NDMA) 及び気象局 (MMS)

(8) プロジェクト実施期間

2019年7月から2023年6月を予定。

3. 業務の目的

「地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に向けた支援を行う。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2019 年 2 月にモルディブ国関係官庁・機関と締結した R/D に基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート (C/P) のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、随時 C/P と十分な協議を行い活動計画 (Plan of Operation (PO)) の必要な見直しを行うこと。

また、プロジェクトの枠組み (Project Design Matrix (PDM) 等) の見直しが求められる場合には、適時 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることにする。

(2) 上位目標 (地デジを通じた自然災害情報等の国民への提供) と協力の枠組み

一般的に地デジ協力の開発効果が情報格差の是正とされるなか、モルディブ国「第8次国家計画」(案)においては地デジ日本方式(ISDB-T)の技術、具体的には緊急警報システム(EWBS)を積極的に活用した、災害管理・気候変動対策への貢献が記載されている。プロジェクトの実施機関である公共放送局(Public Service Media: PSM)、災害管理庁(National Disaster Management Authority: NDMA)及び気象庁(Maldives Metrological Service: MMS)から、ISDB-Tが有する海上も含む広範囲な伝達性や受信機の自動立上げ機能を活かし、自然災害等の緊急時における国民への情報提供を積極的に行う方針が示されている。

そのため、本プロジェクトでは上位目標を「地上デジタルテレビ放送を通じて気象/防災情報へのアクセスを改善することにより、情報格差、特に自然災害に関する情報の格差が是正される。」とし、プロジェクト目標である「地デジ放送の特徴とモルディブ国の状況に適したデジタル放送が実施される。」に向けて、「地デジ普及促進のためのシステムが確立される。(成果1)」、「地デジ放送機材の運用・管理に関する技術能力が向上する。(成果2)」、「データ放送番組制作に関する能力が向上する。(成果3)」、「緊急警報放送システム(EWBS)が適切に設置、運用される。(成果4)」をそれぞれ成果と位置づけデザインしている。

(3) プロジェクト実施体制

成果1～3がPSMを中心とする活動で構成されるのに対し、成果4はPSM、NDMA及びMMSによる緊密な連携が開発効果発現に不可欠となる。従って、プロジェクト内プロジェクトとしてワーキンググループ(WG)を設置することとし、PSMがリーダーを務めつつも、NDMA及びMMSからもサブリーダーを任命する実施体制となった。上記WGでは、EWBSガイドライン及びマニュアルの作成(Plan)、EWBS発報から住民避難に至るまでのドリル(Do)及びドリル結果を踏まえたガイドライン・マニュアルの修正(Check→Action)といったPDCAサイクルを確立することが期待される。各機関の実施責任者については、R/Dにて整理されており、この点留意すること。

(4) 供与機材

上位目標達成に必要な資機材(地デジ送信機器、ネットワークオペレーションセンター、カスタマーサポート用のコールセンター機材等)は無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」及び先方負担によって調達されるが、本プロジェクトの活動に最低限必要となる①データ放送用のテンプレート(一式)、②データ放送番組制作機材(PC3台、ソフトウェア3ライセンス)及び③EWBS機材(それぞれ、電源付き大型サイネージ想定20台、電源付き小型サイネージ想定10台程度)につき、日本側で調達することとした。①、②については、PSMに納品・設置し、③についてはNDMAに納品するが、設置場所は成果4の活動の中でCPと協議し、検討することとするが、船着き場などの公共施設を想定している。一部ISDB-T導入国では日本以外の国の企業が設計・生産を行った機器がEWBSを適切に受信しないケースが確認されており(例:該当エリアのみ発報されるはずのEWBSが全国で作動した)、日本側で先行調達することにより、ISDB-TやEWBSを適切に受信できる機器を確実にモルディブに納品することができることを期待している。上記3点の機材については、プロジェクトの工程から①、②はプロジェクト開始後直ちに、③は右無償資金協力の完了後(2020年8月以降)の調達を想定しており、各々機材の仕様詳細、設置場所、数についてCP

協議の上検討を行うこと。調達は JICA にて本邦調達を行うが、その仕様書（案）作成の支援を行うこと。

(5) 本邦研修（国別研修）

本邦研修はリソースの効率的活用の観点から、既存課題別研修（「地上デジタルTV放送政策・技術」及び「地上デジタルテレビ放送の番組制作」）に対する国別研修による上乘せにより実施することを基本方針とする。ただし研修ニーズとして EWBS が上がっているが、初年度（2019年度）については、右課題別研修が例年実施時期が6-7月であり、受注者にて以下の研修テーマについて国別研修を計画し実施すること。

研修内容は、本邦の放送事業者及び防災関係機関が有する緊急災害警報や EWBS に関する知見に基づいた専門的技術や体制についての習得を目的としたものであり、研修員は本邦研修で上記を習得し、成果4にかかる活動にて、モルディブ国内での知見・知識の水平展開を図ることを想定している。

表：本邦研修の内容（案）

	研修テーマ	研修概要	期間／人数／対象機関
1	EWBS、緊急災害警報	緊急災害発生時の災害観測、情報伝達、避難指示の体制構築を目的とし、日本における緊急災害発生時の情報伝達、意思決定に係る関連機関の役割についての理解促進を図る。	2週間／6名／PSM、NDMA、MMS 等における実務者レベルを想定

本邦研修の実施にあたり、受注者は JICA との協議の上、候補者の人選及び研修内容について C/P 機関に助言し、調整する等の支援を行う。また受け入れに係るアプリケーションフォームの作成・取付の支援を行う。受注者は、本邦研修のテーマについて初期案として、プロポーザル上にて提案（本プロジェクトで必要な研修内容や研修期間等も含め提案すること）し、それらの研修実施に必要とされる経費を見積もる。なお、本プロジェクトでは受入業務、管理業務、実施業務のうち、実施業務を行う。当該業務にかかる経費に関しては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」を参照のこと。

(6) 無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」との連携

無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」による機材引渡しは2020年8月頃を予定している。受注者は、同無償資金協力の実施スケジュールや設計方針を考慮し、プロジェクトの全体計画を検討する。

(7) Green Climate Fund (GCF) によるレバレッジ

緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）から JICA が Accredited Entity（実施機関）として認証されているなか、モルディブ政府より海岸保全に関するアイデアが接到。GCF 案件形成ミッション（JICA 気候変動対策室）もモルディブにて現地調査を行い、ニーズの精査を行った。今後は同室より GCF 事務局に対してコンセプトノートを提出、その結果も踏まえてフルプロポーザルの作成が行われる。GCF 案件としての採択には Co-Finance が求められ、EWBS を通じた警報発信を強化する

本プロジェクト及び GA 署名済の無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」が GCF との気候変動対策 Co-Finance 案件として期待されている。本プロジェクトの観点からも、GCF を通じて、(ア) 本プロジェクトや無償に含まれないコンポーネントを GCF で finance することによる案件のレバレッジ (案: digital signage の追加配布、津波対策の護岸工事等) や (イ) 成果や地デジの有用性の国際発信 (例: 気候変動関連会合、防災会合) が期待できることから、GCF との連携を留意する。

(8) 総務省によるモルディブ地デジ移行支援について

本プロジェクトと並行し、我が国総務省によるモルディブ地デジ移行支援が計画されている。総務省事業では、日本の ASO の経験・知見を共有してモルディブ政府の ASO に向けた検討・取組を促すとともに、受信機の供給候補となる日本企業と直接協議する機会の設定をするものである。受信機については、政府系流通業者 (State Trade Organization) による一括調達を計画中であり、受信機の普及が地上波デジタル放送移行に重要であるところ、双方の事業の進捗について意見交換すること。

6. 業務の内容

本契約による業務内容は以下を想定している。上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえながら本プロジェクトの成果達成に向けた活動を実施する。業務の方法や活動の詳細についてはプロポーザルにて提案すること。その際、必要な人員配置や必要機材、経費についても見積もること。

<プロジェクト全体に係る活動>

(1) 全体計画の作成・見直し

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果を含む既存の関連資料・情報等を整理した上で、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の全体計画 (英文) を作成する。右計画は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況に応じて随時 C/P と十分な協議を行い、必要に応じて見直すこと。

(2) 合同調整委員会 (Joint Coordination Committee; JCC) の開催

本プロジェクト期間中、プロジェクトの進捗管理を行うため、プロジェクトチーム主催による JCC を開催する。JCC には、PSM、NDMA、MMS に加え、JICA モルディブ支所他が参加する見込みである。JCC は、以下を目的としてプロジェクト期間内に計 9 回 (2019 年 7 月、2020 年 1 月、7 月、2021 年 1 月、7 月、2022 年 1 月、7 月、2023 年 1 月、5 月) 実施することを想定しているが、全体計画作成・見直しと合わせて JCC 開催のタイミングも検討すること。

- ① プロジェクトの活動計画の承認
- ② プロジェクトの全体的な進捗のレビュー
- ③ プロジェクトの監督と評価・承認
- ④ プロジェクト実施中に発生した主要課題についての意見交換

(3) モニタリングシートの作成

C/P と共同でモニタリングシートを作成する。モニタリングシートは、ベースライン調査を終えた後に実施する第 2 回 JCC でモニタリングシート Ver. 1 を作成し、以降

JCC のタイミングと合わせ作成することを想定している。

(4) 目標値の設定と達成度のモニタリング

モルディブ側として受信機の普及率 (Receivers' penetration rate) 目標を設定する必要があるが、現状は受信機の普及率やその代替となる放送受信機 (ケーブル TV 等) に関するベースラインが存在せず、従って現時点ではモルディブ側として目標値を設定することが困難。本プロジェクトは ASO 達成をプロジェクトの目標にしないが、地上デジタルテレビ放送 (以下、地デジ) の普及はプロジェクト目標の一部を成しており、ベースライン調査を行った上で、ASO に向けたステップとして適切な普及率目標を設定することがプロジェクトの最終評価の観点からも重要である。

本プロジェクトの成果や、プロジェクト目標達成状況をモニタリングするために想定されている以下の指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握するとともに、上位目標、プロジェクト目標達成のための指標値を設定する。

- ア. プロジェクト対象サイトにおける地上波デジタル放送受信機の普及率
- イ. DBNO 中の地上波デジタル放送機材の運用者の人員数
- ウ. データ放送テンプレート/コンテンツの数
- エ. DBNO 中の EWBS 機材の運用者の人員数
- オ. EWBS を用いた避難訓練の数
- カ. EWBS の発報回数

なお、これらの指標については案件開始後 6 か月以内をめどに設定することとし、設定後に JCC で確認すること。

また、本調査については現地再委託を認める。なお、金額については見積もりに含めることとする。

ベースライン調査の実施に際しては、全戸調査は費用と時間が膨大となるためサンプル調査を実施する。人口が過密な首都マレと地方の居住島との間では世帯の状況が大きく異なるが、マレ市内においては世帯の環境が類似しているため、サンプル調査を行うことによる誤差は少ないと想定されるが、サンプル調査の実施方法を提案すること。

ベースライン調査では普及率のみならず、普及計画を検討する際に必要なその他情報 (アンテナ設置方法等) も必要に応じて検討する。

上記ベースライン調査で設定した目標については、6. (3) のモニタリングシートの作成を通じて達成度をモニタリングすること。

(5) 事業完了報告書の作成

受注者は、案件終了時に当該案件の結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書は日本語及び英語で作成するものとし、記載すべき事項は配布資料「Contents of the Project Completion Report」を参照すること。本報告書における報告内容は、JICA が事前に確認・承諾したものを、JCC においてモルディブ側からも承認を受けることとする。

なお、本報告書と上記モニタリングシートの導入に伴い、従来の終了時評価調査は

実施しない予定である。

<成果1に係る活動>

(6) 地デジ移行に関する周知広報計画を作成する。

モルディブにおいて地上デジタル放送を実施するためには、モルディブ国民における地デジ放送の認識率を高めるとともに、その特徴や利点などをわかりやすく示し、受信機の普及を促進すること、また、マレ島においては密集するビル群の中で適切な電波受信を確保するためのアンテナ付設を進めて行く必要がある。C/Pと協議の上、周知候補計画を作成する。周知広報計画にはアンテナ敷設の計画についても支援すること。

(7) 周知広報計画に従って周知広報活動を実施する。

上記策定した周知広報計画に従って、C/Pと協働し、周知広報活動を実施する。周知広報活動については、アンテナ敷設計画策定のための技術支援は行うが、敷設の予算確保や敷設工事の実施はモルディブ側負担とし、日本側負担には含めない。

(8) 視聴者サポートのためのコールセンターを設立する（注：コールセンターは設置済み）。

コールセンターについては、すでにPSM内に設置され、機材・人員配置も行われて稼働している。他方、地デジ移行のためには、受信機の取り付け等に関する疑問等を適切に受け付け、速やかな問題の解決を図るためのコールセンター機能の充実なども必要である。C/Pと協議の上、現状のコールセンターの機能の分析、拡充機能について検討する。

(9) コールセンター運用マニュアルを作成する。

上記検討したコールセンターが備えるべき拡充機能等を元に、コールセンターの運用マニュアルを作成する。

(10) 地デジ放送日本方式（ISDB-T）の特徴であるEWBSを活用し、自然災害に関する情報格差是正に取り組む本プロジェクトの成果をモルディブ国内外に広める。

CPからは、ISDB-Tが有する海上も含む広範囲な伝達性や受信機の自動立上げ機能を活かし、自然災害等の緊急時における国民への情報提供を積極的に行う方針が示されている。本プロジェクトの意義、成果、活動内容がモルディブ国内外で広く周知れるよう、広報活動の実施の支援を行うこと。広報活動自体はC/Pが主体となっていくが、受注者は、広報手段の提案、会議やセミナーでの発表資料の作成等を支援することを想定している。

<成果2に係る活動>

地上デジタル放送技術は、本プロジェクトを通じて初めてモルディブ国に導入されるものであり、放送技術者にとっても初めて運用・維持管理する機器等がある。したがって、地デジ放送に必要な機材・設備を適切に運用していくため、同国放送技術者の機材運用・維持管理能力の向上が不可欠である。また、OJTを通じた技術能力向上とともに各技術に関するマニュアルを作成することで、技術の定着と技術面の持続性

を確保していくよう支援すること。具体的な活動は以下のとおり。なお、一連の機材は無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」により導入される機材を想定している。具体的な活動は以下を実施すること。

(11) 送信機システムの定期点検、予備部品交換及び障害時緊急対応実施にかかるOJTを実施する。

(12) 送信機システムの維持管理マニュアルを作成する。

(13) 電解強度測定実施にかかるOJTを実施する。

(14) 地デジ放送のサービスエリア管理マニュアルを作成する。

(15) 送信所の追加設置計画を作成する。

(16) NOC機材の運用管理に関するOJTを実施する。

(17) NOC機材及び送信機システムの障害時緊急対応訓練を実施する。

(18) 文字放送送出に関するOJTを実施する。

(19) 電子番組ガイド及び字幕放送番組制作に関するOJTを実施する。

(20) NOC機材の運用管理マニュアルを作成する。

<成果3に係る活動>

地上デジタル放送の特徴の一つであるデータ放送については、番組と連動する形で、或いは番組とは非連動の形で様々な情報を視聴者に届けることができる。また、エリアコードを適切に設定することで特定の地域にその地域の情報を提供可能となることから、小環礁島が南北に約1,000kmに散在し、地域ごとの状況やニーズが大きく異なるモルディブ国において、有効な活用が期待される分野である。

地デジ放送が本格開始された際には、完成したデータ放送コンテンツが一定程度あり、視聴者がその有用性を目で見て体感できることが重要である。「地デジ放送とは何か」、「アナログ放送と何が違うのか」を視聴者が認識し、地デジ放送を通じて提供される情報に魅力を感じることで受信機の購入を促進することができることから、成果3にかかる活動については無償資金協力による機材・設備のモルディブ側への引渡しに先立って開始し、一定程度の進捗を確保すること。具体的な活動は、以下を実施すること。

(21) データ放送サービスに関する放送事業者の意識を向上する。

(22) データ放送用記述言語（BML）の取扱い研修を実施する。

(23) 地域性を考慮した番組非連動型データ放送プログラムを制作する。

(24) データ放送番組編成計画を作成する。

(25) データ放送番組の送出に関するOJTを実施する。

(26) データ放送番組制作マニュアルを作成する。

(27) データ放送番組制作に関するワークショップを実施する。

<成果4に係る活動>

緊急警報放送システム（EWBS）は地デジ日本方式（ISDB-T）の最大の特徴ともいえる機能であり、モルディブ国が日本方式導入を決定する理由となったものである。1,900にも及ぶ小環礁島が南北に広く散在するモルディブ国は、全体的に海拔も低く

気候変動による自然災害に対し脆弱であり、また、一般航路上の客船や漁船など船舶の利用が大変多い。地デジ日本方式では、EWBSを通じて警報をリアルタイムに提供でき、さらに海上航行中の船舶でも警報を受信できるため、迅速かつ適切な避難行動につながることを期待されている。

(28) EWBS運用のためのワーキンググループを設置する。

EWBSを通じて警報を発報するのはPSMであるが、気象注意報・警報を発表しその情報をPSMに送るのはMMSであり、警報の発報を受けて避難情報・災害情報を発表するのはNDMAである。詳細計画策定調査では、上記3機関によるジョイントミーティングの結果、プロジェクト内プロジェクトとしてワーキンググループ(WG)を設置することとし、PSMがリーダーを務めつつも、NDMA及びMMSからもサブリーダーを任命する実施体制とすることで合意されている。上記WGの設置を改めて確認し、必要な支援を実施すること。

(29) EWBS運用指針を作成する。

MMSは、気象だけではなく地震津波情報を発表する組織であり、日本の気象庁(以降、JMA)と同様に、気象注意報警報と地震津波情報を発表している。一方、NDMAは、MMSが発表する気象情報や地震津波情報を基に、避難情報や災害情報を発表する役目を担う。また、それぞれの組織が発表した情報をPSMへ伝え、そして、PSMはテレビ放送により、全国に災害情報、気象注意報警報や地震津波情報を放送している。これらの状況から、EWBSを発報する対象となる災害の種別・レベルについてC/Pと協議し、EWBS運用指針を作成すること。

(30) EWBS運用マニュアルを作成する。

上述の通り、EWBSの運用はPSM、NDMA、MMSの3者が関係するが、C/Pと協議の上3者間のデマケーションを整理の上、EWBS運用マニュアルを作成すること。

(31) EWBS発報訓練を実施する。

無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」で整備されるEWBS発信機材ならびに、本プロジェクトにて一部供与するEWBS受信機を用いて、C/Pと協議の上、EWBS発報訓練を実施すること。

(32) EWBS関連機材の運用OJTを実施する。

無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」で整備されるEWBS発信機材等を元に、EWBS運用のWGメンバーを対象に、EWBS運用機材のOJTを実施すること。

(33) EWBSの試験発報を実施し、NDMA、MMS等関連機関の参加の下、避難訓練を実施する。

無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」で整備されるEWBS発信機材ならびに、本プロジェクトにて一部供与するEWBS受信機を用いて、パイロット地域を選定の上、EWBS試験発報を行う住民参加の避難訓練を実施すること。なお、避難訓練実施に係る予算については、NDMAが確保することとしている。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。業務完了報告書の提出期限は2023年5月31日とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文 CD-R : 2枚
インセプションレポート	業務開始から約1ヵ月後	英文 CD-R : 5枚
モニタリングシート . ver1	業務開始から約7ヵ月後	英文 CD-R : 5枚
モニタリングシート . ver2	業務開始から約13ヵ月後	英文 CD-R : 5枚
モニタリングシート . ver3	業務開始から約19ヵ月後	英文 CD-R : 5枚
モニタリングシート . ver4	業務開始から約25ヵ月後	英文 CD-R : 5枚
モニタリングシート . ver5	業務開始から約31ヵ月後	英文 CD-R : 5枚
モニタリングシート . ver6	業務開始から約37ヵ月後	英文 CD-R : 5枚
モニタリングシート . ver7	業務開始から約43ヵ月後	英文 CD-R : 5枚
事業完了報告書 (Project Completion Report)	業務開始から約47ヵ月後	和文 : 5部 英文 : 5部 和文 CD-R : 5枚 英文 CD-R : 5枚

注1. 「業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2. 報告書の印刷（簡易製本を含む）、電子化（CD-R）にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目は規定フォーマットに従ったものとする。内容については JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を

含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画（安全管理の観点で具体的人員配置を含む）、当面の課題

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画（案）

本業務については、2019年7月の業務開始から2023年6月のプロジェクト終了期間までの48ヶ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施する。2019年7月から業務を開始し、2020年1月末を目途にモニタリングシート Ver.1を提出することを想定する。その後、6か月おきにモニタリングシートを作成・提出し、2023年5月までに事業完了報告書を作成し提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体）約64,000M/M

（2）業務従事者の構成（案）

- ア 業務主任者/地デジ移行計画（2号）
- イ 地デジ技術計画（3号）
- ウ EWS運用計画（3号）
- エ 広報計画
- オ ニュース/プログラム製作データ放送
- カ データ放送
- キ 研修計画

受注者は、別途 JICA が派遣する長期専門家（業務調整員 常駐）と連携して業務を遂行することが期待される。なお、本契約受注者は特記仕様書に記載された業務の完成に一義的な責任を負い、長期専門家はプロジェクト運営管理に必要な JICA モルディブ支所、スリランカ事務所との間で連絡・調整を担うことを想定している。

業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 対象国の便宜供与

（1）カウンターパートの配置

（2）事務所スペース（PSM, NDMA, MMS それぞれ）、机椅子、コピー機、プロジェクト、固定電話、インターネット及び光熱水費の提供

（3）以下の実施に係る予算の確保

- セミナー、ワークショップの会議室確保
- CPの出張旅費
- セミナー、ワークショップに係る費用（参加者の日当、交通費、ケータリン

グ費用等)

- 避難訓練に係る費用(参加者の日当、交通費、ローカル NGO への支払い等)
- (4) 関係機関との協働のアレンジ
 - 民間放送事業者(PSM にて)
 - ローカル NGO (NDMA にて)
- (5) コールセンターの設置
- (6) データ放送用機材(ハードウェア、ソフトウェア)の確保

4. 参考資料/貸与資料

(1) 参考資料

下記資料が WEB にて閲覧可能。

・無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」に関する準備調査報告書(先行公開版)

(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12267936_01.pdf)

・モルディブ国 地上デジタル放送に係る情報収集・確認調査報告書

(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12230876.pdf)

(2) 貸与資料

以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第 2 チーム(Tel:03-5226-8104)にて貸与可能。また、プロポーザル作成後に返却すること。

- ・Record of Discussion (R/D)
- ・要請書
- ・詳細計画策定調査報告その 1 及びその 2

5. 現地再委託

以下の項目については、現地再委託して実施することを認める。

- (1) ベースライン調査
- (2) モニタリング調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」(2017 年 4 月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA モルディブ支所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上

